

ミャンマー食品法（仮訳）

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品調査課

本仮訳は、ミャンマー「National Food Law (1997)」をジェトロが仮訳したものです。
ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

[http://www.moh.gov.mm/file/Law/National%20Food%20Law%20\(1997\).pdf](http://www.moh.gov.mm/file/Law/National%20Food%20Law%20(1997).pdf)

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ミャンマー連邦共和国政府
国家秩序回復評議会

国家食品法

ミャンマー暦 1358 年 11 月 9 日
1997 年 3 月 3 日

国家食品法

国家法秩序回復評議会
国家食品法
(国家秩序回復評議会 法律第 5/97 号)
ミャンマー暦 1358 年 11 月 9 日
(1997 年 3 月 3 日)
国家秩序回復評議会は下記の法律を制定する。

第 1 章

名称及び定義

第 1 条 本法を国家食品法と命名する。

第 2 条 この法律に使用する用語は下記の通り定義する。

- (ア) 食品とは薬品以外のもので、人が簡単に食べられる食料品、または飲料品、それに含む物、または食品添加物である。この定義の他に、保健省から適時告示される飲食として定められる物も含む。
- (イ) 権限を有する機関とは、国家食品法によって組織されたミャンマーの食品と薬品の管理に権限を有する機関、および本法第 4 条に基づき追加される組織である。
- (ウ) 管理食品とは、権限を有する機関が適時告示して管理食料品と定めた食料品である。
- (エ) 食品添加物とは、権限を有する機関が定めた食品製造を調理するために使用する物、または食料品の色、形、香り、味のために加えて使用するものである。
- (オ) 基準不適合食品とは、食品に関する権限を有する機関が定めた事項に適合しない、基準値を下回るもの、あるいは基準値を超える食料品である。
- (カ) 免許とは食料品を製造するため、現行法が定める政府当局、または政府機関から発行された免許である。
- (キ) 不衛生の状態とは、食料品に汚物、ゴミなどが混入しているため消費者の健康を害する、または危険な状態である。
- (ク) 製造とは、販売を目的とする製品の製造行為である。この用語には、製造の各工程、または全工程を含む。
- (ケ) 品質保証とは、消費者に対して品質が確かであり、危険性はなく、不衛生でもない食品であると保証することである。

- (コ) 表示するとは、食料品を入れる容器、瓶、台紙、箱、または食料品を包装した外装に表示をすることである。
- (サ) 広告とは、食品を配布及び販売できるように一般の人に知らせるため直接的、または間接的に行うことである。
- (シ) 初級研究所とは、食品の見本を分析するために権限を有する機関として告示によって定められた研究所である。
- (ス) 上訴研究所とは、初級研究所における食品見本の分析で問題が発生し、それを不服として控訴する場合、その食品見本を再検査して最終判断する権限を有する、告示によって定められた研究所のことである。

第2章

目的

第3条 本法の目的は下記の通りである。

- (ア) 品質がよく、不衛生ではない食品を消費者が食べられるようにすること。
- (イ) 危険な状態、および健康を害する食品を国民が食べないように防ぐこと。
- (ウ) 管理食品の製造を適切に管理できるようにすること。
- (エ) 食品の製造、輸入、輸出、貯蔵、配布、販売を適切に管理すること。

第3章

権限を有する機関の組織

第4条 政府は、本法に含まれる食品に関する方法の遂行の手段として、ミャンマーの食品及び薬品に関する権限を有する機関に、下記の者を加えて組織した。

- (ア) 国境地域少数民族開発省開発局局長
- (イ) 下記項目の代表者
 - (1) ヤンゴン市開発委員会
 - (2) マンダレー市開発委員会
- (ウ) 下記項目の専門家

- (3) 食品科学
- (4) 食品微生物学
- (5) 食品産業技術学
- (6) 毒物学

第5条 権限を有する機関のうちで、公務員ではない場合は、保健省が定める報酬を受けることができる。

第4章

権限を有する機関の職務

第6条 第4条によって組織された権限を有する機関の職務は、下記の通りである。

- (ア) 食品の製造、貯蔵、配布、販売に関する政策の策定
- (イ) 食品の品質保証に関して適切に製造するための政策の決定
- (ウ) 食品の検査、管理、分析に関する政策の策定
- (エ) 食品の表示、広告に関する政策の策定
- (オ) 管理食品と食品添加物の種類の決定
- (カ) 食品の基準不適合に関する詳細の決定、規範の決定
- (キ) 消費者の危険にならないよう、食品の輸入と輸出に関する省庁と調整
- (ク) 初級研究所及び上訴研究所の決定
- (ケ) 専門的の事項に関する委員会の組織とその委員会の職務の決定
- (コ) 食品に関して管理できるように国家薬品法第5条（シ）より組織された州、管区、県、町の食品と薬品管理委員会の職務を加えて定める。

第7条 食品を製造する省庁、機関は、食品を製造する前に権限を有する機関と事前に調整する事。

第8条 権限を有する機関は、自らの職務を何らかの局、または機関に委託することができる。

第5章

免許の申請

第9条 管理食品の製造を希望する者が、免許発行権限を有する当局、または機関に免許を申請する際は、保健局から推薦状を取得してから申請すること。

第10条 保健局が管理食品製造に関する推薦状を発行、または却下する場合は、規定に適合か不適合かを検査してから行う。

第11条 管理食品以外の食品の製造を希望する者は、現行法によって免許発行の権限を有する政府当局、または機関に免許申請すること。

第12条 免許発行権限を有する政府当局、または機関は、免許条件、免許有効期間、免許料と免許更新料などを決定することができる。

第6章

免許の暫定的な停止及び免許取り消し

第13条 居住区の食品医薬品委員会は、下記の件に関与した者に暫定的、または継続的に免許を停止することができる。

- (ア) 不衛生状態の食品を製造、貯蔵、または販売すること
- (イ) 食品から伝染病に罹る可能性のある者、またはその伝染病細菌の保菌者を食品製造、貯蔵、または販売の過程に入れること、または働かせること。

第14条 免許を取得した者が、政府当局または権限を有する機関が告示した命令あるいは何らかの条件、または免許条件を違反した場合、免許発行権限を有する政府当局または機関は、免許を暫定的に無効にすること、または取り消しにすることができる。

第15条 権限を有する機関は、品質保証に関する何らかの条件を違反したために免許取り消しになった者が流通させた食品を把握するため、関連する州、または管区と居住区の食品医薬品委員会に指示することができる。

第7章

控訴

第16条 免許発行権限を有する政府当局または機関による免許発行の却下、あるいは免許の暫定的停止、または取り消しに不服のある者は、その決定日から60日以内に関係する大臣またはヤンゴン市開発委員会の議長に控訴することができる。

第17条 関係する大臣またはヤンゴン市開発委員会の議長の決定は、最終確定である。

第8章

品質保証、表示、広告

第18条 食品製造、輸入、輸出、貯蔵、配布又は販売を行う者は、食品の品質保証、表示、広告に関して関連する政府当局、または機関が告示した命令と指示、または条件を正確に守らなければならない。

第9章

検査官責務の任命

第19条 保健省は、

- (ア) 食品検査及び適切な製造工程を守るための職務を職員が行えるように、職員を検査官として任命しなければならない。
- (イ) ヤンゴン市開発地域とマンダレー開発地域に関連する開発委員会と調整、または他の地方に関連する省と調整して、適切な職員を食品検査官として任命しなければならない。
- (ウ) 食品検査官の職務権限を定めなければならない。

第 20 条

- (ア) 食品検査官は、自分の検査報告を関連する居住区の食品医薬品管理委員会に提出すること。
- (イ) 居住区の食品医薬品管理委員会は、食品検査官の報告を精査した結果、食品製造、輸入、輸出、貯蔵、配布又は販売を行う者が、
 - (1) 第 13 条 (ア) または第 (イ) を違反した場合、関連する行政処分を行わなければならない。
 - (2) 食品製造、輸入、輸出、貯蔵、配布又は販売を行う者が第 22 条、第 23 条、第 24 条、または第 25 条の禁止事項に違反したことを発見した場合、本法に基づいて行動しなければならない。
 - (3) 行政処分の事項がある場合は、免許発行権限を有する政府当局または機関に通知しなければならない。

第 10 章

禁止

第 21 条 何人も第 13 条によって定められた命令を守り、違反してはならない。

第 22 条 何人も下記の食品の製造、輸入、輸出、貯蔵、配布、または販売してはならない。

- (ア) 消費者にとって有毒、危険、あるいは健康を害する食品
- (イ) 食品の性質、実態または品質に影響を与えて害になるように全部、または一部が代用、または混入した食品
- (ウ) 食品添加物を定められた制限を超えて使用された食品
- (エ) 関連する当局により定められた農薬が上限を超えて含まれる食品
- (オ) 関連する当局が禁止した物、あるいは許可しない物を含む食品
- (カ) 腐敗、破損、または人の消費に適しない物を含む食品
- (キ) 基準不適合の食品
- (ク) 食品に含まれない物を不正に表示した食品
- (ケ) 免許発行権限を有する政府当局、または機関により定められた情報を表示していない食品

第 23 条 何人も免許無しに管理食品を製造してはならない。

第 24 条 何人も免許無しに製造した管理食品を輸出、貯蔵、配布又は、販売してはならない。

第 25 条 食品製造、輸出、輸入、貯蔵、配布、または販売する者は、下記の件に関して関連する政府当局または機関、あるいは権限を有する機関が発した命令と指示、条件に違反してはならない。

(ア) 品質保証

(イ) 表示

(ウ) 広告

第 11 章

罰則

第 26 条 第 21 条に定められたことに違反し、有罪の判決を受けた者は 1 年以内の禁固刑、または Ks.10,000 以下の罰金、またはその両方の罰則を処す。

第 27 条 第 21 条に定められたことを不履行にして有罪判決を受けた者が、判決後も違反を断続している場合は、違反が継続する期間 1 日当たり Ks.500 の罰金を処す。

第 28 条 第 22 条に定められたことを違反した者が有罪の判決を受けた場合、

(ア) 第 22 条の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) または (カ) を違反した場合、3 年以内の禁固刑、または Ks.30,000 以下の罰金、またはその両方の罰則を処する。

(イ) 第 22 条の (キ)、(ク) または (ケ) を違反した場合、1 年以内の禁固刑、または Ks.10,000 以下の罰金、またはその両方の罰則を処す。

(ウ) 違反した物は国有財政として没収する。

第 29 条 何人も第 23 条を違反した者に、有罪の判決により、双方に 5 年までの禁固又は、Ks.50,00 以上 Ks.50,000 以下の罰金、または両方の罰則を処する。加えて、罰則に関連する物を国有財政として没収しなければならない。

第 30 条 第 24 条を違反した者が有罪判決を受けた場合は、3 年以内の禁固刑または Ks.1,000 以上 Ks.30,000 以下の罰金、またはその両方の罰則を処する。また違反した物は国有財政として没収する。

第 31 条 食品製造、輸入、輸出、貯蔵、配布、または販売をする者で、第 25 条を違反して有罪の判決を受けた者は、3 年以内の禁固刑、または Ks.10,000 以上 Ks.30,000 以下の罰金、または両方の罰則を処す。

第 12 章

雑則

第 32 条

- (ア) ヤンゴン市開発地域とマンダレー市開発地域以外の他の地方において、居住区の食品医薬品管理委員会は食品検査を行うことができる。
- (イ) ヤンゴン市開発地域とマンダレー市開発地域において、居住区の食品医薬品管理委員会は、関連するヤンゴン市開発委員会またはマンダレー市開発委員会の保健局との調整により、食品検査を行うことができる。

第 33 条 自己の消費のために国内に持ち込んだ食品、または海外に持ち出す食品は、本法によって規定されない。

第 34 条 本法に基づいて控訴する場合は、保健省または本目的に関して権限を委託された当局、機関から事前に個別の承認を得なければならない。

第 35 条 商業目的で食品を輸入または輸出する場合は、許可発行権限を有する政府当局または機関は、保健局の推薦状を提出する者のみに許可を与えることができる。

第 36 条 免許発行権限を有する政府当局または機関が発する命令、指示および条件などは、本法に基づいて発せられたものと見なされなければならない。

第 37 条 国家薬品法に基づいて発せられた食品検査に関連する命令、または現行法に基づいて発せられた食品基準に関連する命令は、本法に反しない限り、その効力を維持する。

第 38 条 本法策定の遂行のため、

- (ア) 保健省は政府の承認を得て、必要な方法、手続きなどを定めることができる。
- (イ) 関連する政府当局または機関、権限を有する機関は、必要な命令、指示などを発することができる。

タン・シュエ

上級大将

国家秩序回復評議会

ミャンマー食品法（仮訳）

2015年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産・食品部 農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
